

令和元年 8 月

かずさ水道広域連合企業団議会臨時会議案等

かずさ水道広域連合企業団

議案第1号

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について
かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月5日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺芳邦

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 2 号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 5 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団条例第 号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第 1 条 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成 31 年かずさ水道広域連合企業団条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 1」に改める。

第 26 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条第 2 項中「君津市水道事業給水条例（昭和 50 年君津市条例第 52 号）」を「君津市水道事業給水条例（平成 7 年君津市条例第 24 号）」に改める。

第 29 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 32 条第 1 項中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

附則第 2 項中「木更津市水道事業給水条例（平成 9 年木更津市条例第 26 号）、君津市水道事業給水条例（平成 7 年君津市条例第 24 号）、富津市水道事業給水条例（昭和 46 年富津町条例第 85 号）又は袖ヶ浦市水道事業給水条例（平成 9 年袖ヶ浦市条例第 25 号）」を「木更津市水道事業給水条例、君津市水道事業給水条例、富津市水道事業給水条例又は袖ヶ浦市水道事業給水条例」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表第 1 とし、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を別表第 3 とする。

第 2 条 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第 35 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

(別表第 1 (第 8 条第 2 項) 別紙)

別表第 2 を次のように改める。

(別表第 2 (第 26 条) 別紙)

別表第 3 中「540 円」を「550 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第1の規定は、施行日以後の申込みに係る加入負担金について適用し、施行日前の申込みに係る加入負担金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第2の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日の前日までの水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の際、現に施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 6 第2条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第3の規定は、施行日以後の水道の使用の開始又は中止に係る手数料について適用し、施行日前の水道の使用の開始又は中止に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1 (第8条第2項)

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	506,000円
30ミリメートル	770,000円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
65ミリメートル	5,170,000円
75ミリメートル	7,370,000円
100ミリメートル	15,400,000円
125ミリメートル	26,400,000円
150ミリメートル	41,800,000円
200ミリメートル	85,800,000円
250ミリメートル	151,800,000円
300ミリメートル	240,900,000円

別表第2（第26条）

(1) 木更津市の区域

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル 以下	なし	1,980円	1～20立方メートルまで 104円50銭
	25ミリメートル		4,290円	21～60立方メートルまで
	30ミリメートル		5,940円	225円50銭
	40ミリメートル		10,450円	61～100立方メートルまで
	50ミリメートル		17,050円	286円
	75ミリメートル		24,200円	101～300立方メートルま で 363円
	100ミリメート ル		58,300円	301～600立方メートルま で 423円50銭
	125ミリメート ル		71,500円	601～1,000立方メート ルまで 484円
	150ミリメート ル		88,000円	1,001立方メートル以上 517円
200ミリメート ル以上	129,800円			
浴場営業用		200 立方メ ートル まで	9,900円	201～500立方メートルま で 110円 501立方メートル以上 143円
臨時用				1立方メートルにつき 550円

(2) 君津市の区域

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル 以下	なし	1,980円	1～20立方メートルまで 132円
	25ミリメートル		3,960円	21～40立方メートルまで
	30ミリメートル		8,800円	225円50銭
	40ミリメートル		18,480円	41～60立方メートルまで
	50ミリメートル		49,500円	257円40銭
	65ミリメートル		75,900円	61～100立方メートルまで
	75ミリメートル		113,300円	369円60銭
	100ミリメート ル		226,600円	101～200立方メートルま で 401円50銭
	125ミリメート ル		366,300円	201～500立方メートルま で 442円20銭
	150ミリメート ル		653,400円	501立方メートル以上 484円
臨時用				1立方メートルにつき 660円

(3) 富津市の区域

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	2,750円	1～20立方メートルまで 88円 21～60立方メートルまで 264円 61～120立方メートルまで 374円
	20ミリメートル		3,960円	121～220立方メートルまで 440円 221～320立方メートルまで 495円 321立方メートル以上 539円
	25ミリメートル	なし	6,490円	1～40立方メートルまで
	30ミリメートル		9,680円	264円
	40ミリメートル		19,360円	41～100立方メートルまで
	50ミリメートル		28,820円	374円
	75ミリメートル		70,620円	101～200立方メートルまで
	100ミリメートル		122,100円	440円
	150ミリメートル		別に定める	201～300立方メートルまで
				495円
		301立方メートル以上		
		539円		
臨時用				1立方メートルにつき 792円

(4) 袖ヶ浦市の区域

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	1,265円	1～20立方メートルまで
	20ミリメートル		1,980円	141円90銭
	25ミリメートル		3,333円	21～40立方メートルまで
	30ミリメートル		5,071円	174円90銭
	40ミリメートル		10,175円	41～60立方メートルまで
	50ミリメートル		17,413円	224円40銭
	75ミリメートル		45,947円	61～100立方メートルまで
	100ミリメートル		93,115円	261円80銭
	150ミリメートル		241,868円	101～300立方メートルまで 319円
臨時用				301～500立方メートルまで 363円
				501立方メートル以上 399円30銭
				1立方メートルにつき 550円

議案第 3 号

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 5 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例（平成 31 年かずさ水道広域連合企業団条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第1号

平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書について
平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書について、別紙
のとおり報告する。

令和元年8月5日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺芳邦

平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越資産の 購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金	繰越額			
1 資本的支出	1 建設改良費	大寺浄水場新管理本館 築造工事	610,020,400	371,779,200	226,886,400	226,886,400	0	11,354,800	0	施工に当たり、浄水場内の既設管が支障となることから予定外の切り廻し工事が必要となり、その影響等により年度内に完成できないため工事の一部を繰り越すものである。
			7,521,120	4,654,800	2,866,320	2,866,320	0	0	0	監理対象である上記工事の繰越に伴い、業務委託の一部を併せて繰り越すものである。
合		計	617,541,520	376,434,000	229,752,720	229,752,720	11,354,800	0	0	

